

参考 3

合併協議に関するQ & A



大区画ほ場ではじめての田植え
(農地集積加速化基盤整備事業 本城地区)

参考3 北秋田市土地改良区統合整備想定問答(平成27年2月24日版未定稿)

目次

1 合併の背景

- Q1① 北秋田市内の土地改良区の現状は？
- Q1② 今までに、どのような合併があったか？

2 合併の必要性

- Q2① 今、なぜ、合併なのか？
- Q2② 合併のメリットは何か？
- Q2③ 合併後のスケールメリットは？
- Q2④ 合併することでどのくらい経費が削減されるのか。
(試算したものはあるのか。)
- Q2⑤ そもそも土地改良区は無くても良いのではないか。
- Q2⑥ 市町村でも農協でも合併はうまく成功しなかったのだから、土地改良区
の合併も失敗するのではないか？
- Q2⑦ 合併しなくてもなんとかなるのではないか？
- Q2⑧ 農地中間管理事業なども出てきた。これからは法人が増えてくる。極
端な話、組合員がいなくなって法人だけになったら、土地改良区はいら
ないのではないか？

3 合併のデメリット

- Q3① 合併したら、地域がさびれるのではないか？
- Q3② 合併後の事務所は、どうなるのか？
- Q3③ 事務所は遠くなって、不便になるが……
- Q3④ 車の運転ができないので、事務所が離れれば困る。合併後にサービスの
低下が起きないようにできるか。
- Q3⑤ 賦課金の納入など、事務所から遠い人は、どうなるのか？合併前の事
務所を窓口として活用するのか？
- Q3⑥ 地域の収穫祭・イベントなどはどのような扱いになるか？
- Q3⑦ 広報誌はどうなるのか？

4 合併に向けた取組

- Q4① 4つの土地改良区で今まで、どのような協議を行ってきたのか？
- Q4② 合併の研究会を2年間行ったようだが、どのように開催して何が決ま

ったのか？

- Q 4 ③ 研究会の後に協議会を行っているが、なぜか？
- Q 4 ④ 平成 27 年 2 月以降の合併に向けたスケジュールは？
- Q 4 ⑤ 合併する際、組合員が個別に行わなければならない手続きなどはあるのか。

5 合併後の土地改良区

- Q 5 ① 合併後の総代会は、どうなるか？
- Q 5 ② 総代が減って、地域の声が届かなくなるのでは？
- Q 5 ③ 合併後の理事会は、どうなるか？
- Q 5 ④ 理事が減って、地元の声に応じてくれなくなるのでは？
- Q 5 ⑤ 合併したら、今までのやり方を大きく変えられるのでは？
- Q 5 ⑥ 合併したら、経常賦課金が上がるのではないか？
- Q 5 ⑦ 合併したら、積立金や今まで貯めた基金など、今の財産を取られて全体で使われるのではないか？
- Q 5 ⑧ 合併したら、他の土地改良区の未収金はどうなるのか？
自分たちの賦課金が、他の改良区の未収金に充てられるのではないか？
- Q 5 ⑨ 理事が減って、未収金の回収が難しくなるのでは？
- Q 5 ⑩ 未収金があるなら私も払いたくない。
- Q 5 ⑪ 合併したら、「農地・水」（日本型直接支払の多面的機能支払交付金）のやり方は変わるのか？
- Q 5 ⑫ 多面的機能支払は、ずっとなくならないのか？

6 土地改良区の業務

- Q 6 ① 農道や水路の維持管理が大変。合併したら、ますます目が行き届かなくなるのではないか？
- Q 6 ② 合併すると維持管理作業に出てくる組合員がますますいなくなるのではないか？
- Q 6 ③ 草刈り・泥上げ等、他地区へ応援に行ったりしなければならなくなるか？
- Q 6 ④ 施設の修理時期・方法によって、特定の地区に恩恵が偏ったりしないか？
- Q 6 ⑤ 土地改良区として、どういう事業を進めていくのか？
- Q 6 ⑥ ポンプの電気代が高い。なんとかならないか？
- Q 6 ⑦ ポンプや頭首工が古くなってきている。負担を安くして直せないか？

Q 6 ⑧ 大雨の災害や地震が心配。何かあったら、職員は駆けつけてくれるのか？

7 土地改良区の運営

Q 7 ① 合併後の組織体制は、どうなるのか？

Q 7 ② 理事の報酬は、どのように決めるのか？

Q 7 ③ 合併後の職員の役割分担は？

Q 7 ④ 職員の給料や待遇は、どうなるのか？

Q 7 ⑤ 合併後、職員にもっとがんばってもらい、収入を増やせないのか？

Q 7 ⑥ 職員給与を下げれば、合併しなくても良いのではないのか？

Q 7 ⑦ 合併すると、土地改良区の会計がますます見えなくなるのではないのか？

Q 7 ⑧ 今の職員は、新しい土地改良区に全員移るのか？

Q 7 ⑨ 毎年のように不祥事がある。どのように防止するのか？

8 行政からの支援

Q 8 ① 合併するときに、何か補助はないか？

Q 8 ② 合併後の土地改良区は、地域の活性化にどのように取り組んでいくのか

9 その他

Q 9 ① 土地改良区に賦課金を取られている！なぜ、タダにできないのか？

Q 9 ② この際、土地改良区から抜きたいが……

Q 9 ③ 合併から離脱すると、行政から仕返しされるのではないのか？

Q 9 ④ 今は北秋田の4土地改良区であるが、今後、大館の土地改良区とも合併することになるのか。

Q 9 ⑤ 合併後の事務所について、将来的に手狭となることも考えられるのではないのか？

その場合、改修・改築の予算は？

Q 9 ⑥ 賦課金システム・土地原簿の統一には、どれぐらいの日数を要するのか？

1 合併の背景

Q 1 ①

北秋田市内の土地改良区の現状は？

A

4 土地改良区の現状は、次のとおり。

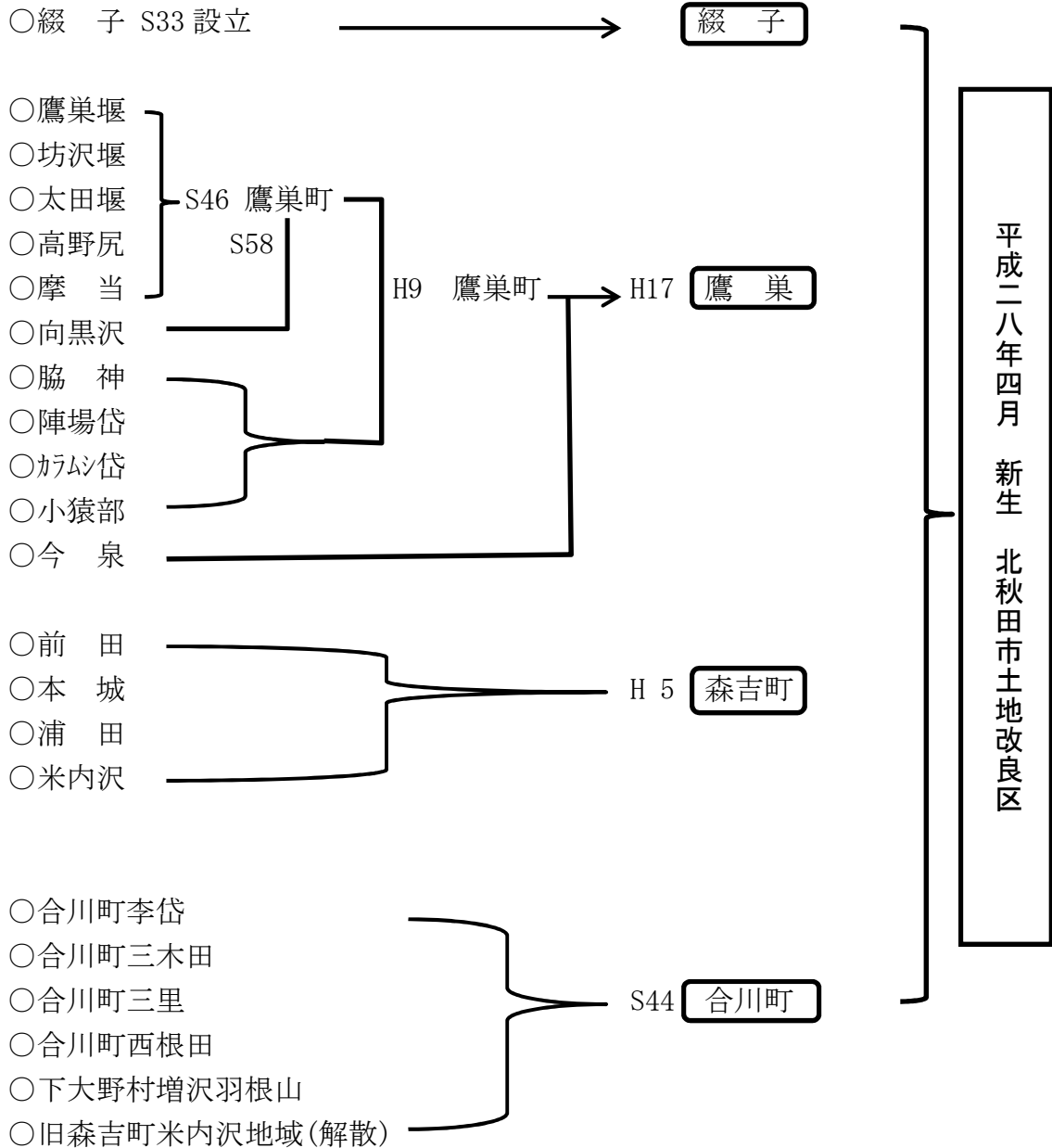
(H26. 4. 1 時点)

土地改良区名	面積 (ha)	組合員数 (人)	役員	
			理事長名	役員数
綴子	472	402	米澤 一	1 4
鷹巣	1, 328	1, 440	成田光弘	1 9
森吉町	655	954	春日正一	1 7
合川町	946	1, 249	鈴木 勲	1 8
計	3, 401	4, 045		6 8

Q 1 ②
 今までに、どのような合併があったか？

A

北秋田市内の土地改良区の変遷は、次のとおり。



2 合併の必要性

Q 2 ①

今、なぜ、合併なのか？

A

○組合員の高齢化が進み、今後10年くらいで世代交代しなければいけない農地が多く出てくる。

しかし、後継者が近くにいないなどのため、相続放棄の土地や耕作放棄地が非常に多くなっていく。

今のうちに、土地改良区の財務基盤と役職員体制を整えておかないと、これらの危機に対応できなくなる。

○農地の集積と法人化が進んで、耕作者の数が減ってきている。

大規模化がますます進んでくるが、水路の泥上げや農道の砂利敷き、草刈りなど、日常的な管理をする農家が減ってくる。

改良区として一括して維持管理事業を実施したり、農地・水の取組を事務的に支援したりするなど、土地改良区の運営基盤を強化して今後ますます地域を支えていかなければならない。

Q 2 ②

合併のメリットは何か？

A

土地改良区の実施体制（役職員の組織体制）を強化すれば、次の利点が出てくる。

○高齢化が進んで農地の保全管理が難しくなっている。

土地改良区が仲介役となって、農業生産法人や農地中間管理機構等と連携することにより、保全管理を組織的に行える。

○農地の集積と大規模化に伴い、農地と施設のきめ細かい維持管理が難しくなっている。

多面的機能支払交付金の活用や職員の専門性が高まることにより、改良区として維持管理を統一的・一体的に行える。

維持管理業務の発注に当たっては、まとめて大規模に発注することにより経費節減が可能。

○組合員へのサービスが、市内でバラバラ。

役職員体制が強化され、均一的でよりきめの細かいサービスを提供できる。

○現状維持に汲々～発展的な取組が不可能

⇒・役職員の役割分担・事務分掌の明確化による新たな収入源の確保

・土地改良区の一本化により、市との協働事業が容易に
○職員体制が貧弱なため内部牽制機能が働かず、毎年のように全国で起こる不祥事（横領事件等）。

合併により、多くの組合員の財産を預り管理する公法人である土地改良区にふさわしい組織の体制が整う。

Q 2 ③

合併後のスケールメリットは？

A

改良区の規模が大きくなるとともに、役職員の組織体制が充実することによって、次の利点が出てくる。

○役職員の役割分担を明確にでき専門性が高まることにより、事業の計画・実施や施設管理、滞納金の法的処理、経理事務の合理化が図られる。

○維持管理事業の発注区域と数量をまとめて大型発注することにより、諸経費の低減や発注事務の迅速化が可能となる。

Q 2 ④

合併することでどのくらい経費が削減されるのか。
(試算したものはあるのか。)

A

仮定条件が多すぎて何十通りものケースが出てくるため、試算しても意味がない。考えられる経費節減は、次のとおり。

○事務所経費の低減

事務所が4箇所から1箇所に統合されることにより、事務所費と光熱水費、減価償却の積立を減らせる。

○役員関連

役員数が減ることにより、報酬や賃金、会議費を減らせる。

○給料

合併による職員解雇は行わないとの4土地改良区の合意があるので、すぐに人件費を減らせるわけではないが、今後、退職者の補充を控えるなど、人件費の節減に努める。

Q 2 ⑤

そもそも土地改良区は無くても良いのではないか。

A

地域の農家の発意によって土地改良法の厳正な手続きを経て設立された公法人である土地改良区は、土地改良事業の実施と負担金収納、土地改良施設の管理などのために存在している。

土地改良区の設立目的がなくなった場合は解散しているが、その後には場整備事業や水利施設の更新事業を行う場合、再び土地改良区を設立しなければいけなくなるので、解散に当たっては将来の予測と農家の意向を十二分に精査する必要がある。

Q 2 ⑥

市町村でも農協でも合併はうまく成功しなかったのだから、土地改良区の合併も失敗するのではないかな？

A

合併はあくまで、より良い地域の創出や、受益者サービスや農家の満足度の向上を図るための手段である。

合併することによって距離が遠くなったり時間がかかるようになるとりする人が出てくるが、受益者との気持ちのつながりをより深められる取組を継続していくことにより、時間の経過とともにマイナス面を解消することが可能。

Q 2 ⑦

合併しなくてもなんとかなるのではないかな？

A

現役世代が元気に営農を継続できるうちは、大きな問題が出てくることはないかも知れない。

ただし、高齢化は待ったなしであり、現在65歳～70歳の「団塊の世代」がリタイアする今後10年を乗り切れるか、今の体制では非常に不安。具体的な課題は、以下のとおり。

- ・農地の日常的な管理が行き届かなくなる
- ・未収金を払わない人が増えてくる
- ・相続権のある人が、農地の相続を放棄する事例が増える など

Q 2 ⑧

農地中間管理事業なども出てきた。これからは法人が増えてくる。極端な話、組合員がいなくなって法人だけになったら、土地改良区はいらないのではないかな？

A

法人は原則として、営利を追求する組織である。

泥上げや草刈り、敷き砂利、用排水の管理など、継続して行わなければならない日常管理は、いわゆる「儲けのない仕事」であり、法人が積極的に取り組むとは考えられない。

実際に、法人が農地の多くを経営している地域では、農地・水などの管理作業に支障が出ている。

土地改良区は、営々と続いてきた農業、地域の伝統を守る最後の砦である。

今のうちに土地改良区の体制を強くしておかないと、近い将来、地域の屋台骨が崩壊し後戻りできなくなる。

3 合併のデメリット

Q 3 ①

合併したら、地域がさびれるのではないか？

A

○商店街のにぎわいや雇用の創出などの地域活性化は、土地改良区の合併によって簡単に左右されるものではない。

○現在の4つの土地改良区の常時従事者は、①綴子3名、②鷹巣5名、③森吉町2名、④合川町3名、の計13名である。

○常時従事者がいることによる地域への経済波及効果は、ほとんど考えられない。

○地域活性化には、人材育成や雇用の場の創出、伝統文化の保全等、息の長い継続的な取組が不可欠である。

Q 3 ②

合併後の事務所は、どうなるのか？

A

○推進協議会で決める予定であり、まだ本決まりではない。

○平成26年度、県土地連や市、県振興局による外部の有識者による新事務所選定委員会を4回開催。

○選定基準の策定や現地調査、各土地改良区との意見交換、採点審査等を行った結果、鷹巣土地改良区を候補地とした。

○平成27年2月24日の推進協議会で、選定委員長が推進協議会長である市長に、候補地と事務所決定に当たっての付帯条件について答申することになっている。

○今のところ鷹巣土地改良区としては、共用する建物（事務所棟、資料保管庫）とその土地（駐車場含む）については、無償で使用に供することとしている。

Q 3 ③

事務所は遠くなって、不便になるが……

A

○事務所の場所が変われば、今よりも遠くなる組合員が出てくることは否定できない。

○ただし、現在の各土地改良区の道路距離は、

- ・綴子から：鷹巣 4km、森吉町 18km、合川町 13km
- ・鷹巣から：森吉町 14km、合川町 13km、綴子 4km
- ・森吉町から：合川町 7km、綴子 18km、鷹巣 14km
- ・合川町から：綴子 13km、鷹巣 13km、森吉町 7km

○以上のように、どこに事務所が移ろうとも、距離的には 4～18 k m の範囲であり、車で約 25 分以内の移動で済む。

○車がない組合員の利便性については、耕起・田植え時期や賦課金の徴収期間の対応など、個別に対処していきたい。

Q 3 ④

車の運転ができないので、事務所が離れば困る。合併後にサービスの低下が起きないようにできるか。

A

○賦課金の徴収

車がなく、徒歩や路線バスで土地改良区に来なければいけない組合員については、各集落会館に集まってもらうなどのサービスを継続したい。

○維持管理上のクレーム

職員が現地立会をするなど、事務所に来なくてもいいような対応を取りたい。

○水利用の開始時期等の繁忙期

週に何回か、職員が定期的に立ち寄る臨時事務所を設けるなどについても、必要に応じ合併後に理事会や総代会で検討していきたい。

Q 3 ⑤

賦課金の納入など、事務所から遠い人は、どうなるのか？合併前の事務所を窓口として活用するのか？

A

○合併前の事務所は、団体所有が 2 箇所、市から借りている施設が 2 箇所である。

○団体所有の施設については、独自に活用策を判断できるが、市所有の施設に

については、市と協議しなければいけない。

○合併によって組合員が極端に不便にならないよう、最大限努力していく。

Q 3 ⑥

地域の収穫祭・イベントなどはどのような扱いになるか？

A

○多面的機能支払（農地・水）で地域の伝統的な農業イベントに取り組んでいる場合など、土地改良区として既に関与しているイベントについては、引き続き活動の受託組織としての役割を果たしていく予定である。

Q 3 ⑦

広報誌はどうなるのか？

A

○基本的な考え方

広報誌に限らず、現在行っている組合員サービスについては、継続していく。

○各土地改良区で行っている個別の取組

合併後も、各地域の実状に応じて活動できるもの（多面的機能支払の活動等）については、現在のやり方を踏襲する。

○共同して行った方が効率的でコスト削減できる取組

広報誌の発行等については、統合して行うことになると思われるが、発行回数やページ数など、中味についてはより充実したものを目指したい。

4 合併に向けた取組

Q 4 ①

4つの土地改良区で今まで、どのような協議を行ってきたのか？

A

1 北秋田市土地改良区統合整備研究会（2年間）

年月日	会議名	検討事項
H23. 6. 15	第1回研究会	○研究会規約、役員選任、事業計画
9. 2	第1回研修会	○「土地改良区の統合整備に向けて」 県土連 水戸常務 ○「地域とともに歩む土地改良区を目指して」 寒河江川改良区 高橋理事長
H24. 2. 20	第2回研究会	○土地改良区統合整備に係る21項目のうち、「⑬新事

8. 2 11. 29 H25. 4. 15	第3回研究会 第4回研究会 第5回研究会	務所の場所」を除く20項目を協議・決定。
H24. 3. 12～13	視察研修	○にかほ市土地改良区を視察。
H24. 12. 12	第2回研修会	○「明日の秋田を創る土地改良区」県農地整備課 下山課長
H25. 8. 8	第6回研究会	○各土地改良区理事会の議決に基づき、推進協議会への移行を報告。

2 北秋田市土地改良区統合整備推進協議会

年月日	会議名	検討事項
H25. 8. 30 H26. 2. 26	推進協議会設立総会 第2回推進協議会	○協議会事業計画、協議スケジュール等を協議。
H26. 3. 6～7	第1回視察研修	○西津軽土地改良区
6. 4 9. 5	第3回推進協議会 第4回推進協議会	○統合整備計画の確認 ○収支予算の再検討 ○新事務所選定方針を協議、選定委員会へ諮問
10. 9	第1回事務所選定委員会	○選定基準と第一次審査
11. 20	第2回事務所選定委員会	○現地調査
H27. 1. 16	第3回事務所選定委員会	○土地改良区からの意見聴取
2. 4	第4回事務所選定委員会	○第二次審査 ○答申の作成
2. 25	第5回推進協議会	○新事務所について答申 ○補正予算

Q4②

合併の研究会を2年間行ったようだが、どのように開催して何が決まったのか？

A

○平成23年6月15日に設立。

○各土地改良区から5名の委員を選出し、市が事務局となって運営。

○平成 25 年 8 月までの約 2 年間で、9 回の会合を開催し、その中で講演会や研修会も実施。

○総代・役員形態や運営の大枠、職員待遇等の 21 項目について方向性を決定。

※ 21 項目の検討結果については、次ページによる。

○この 21 項目の内容については、推進協議会に移行する前提条件となっているほか、推進協議会の議決事項ともなっていることから、今後、大幅に変更することは非常に難しい。

Q 4 ③

研究会の後に協議会を行っているが、なぜか？

A

○協議会は、合併に向けて必ず設置しなければならない場であり、各土地改良区から委員が 5 名ずつ参加し合意形成を図る場である。

○協議会での決定事項については今まで、各土地改良区の総（代）会や理事会、役員会、全員協議会等の場で、報告してきた。

○平成 25 年 8 月 30 日に設立、今まで全部で 6 回開催。

○協議会長は津谷市長、市が事務局となって運営。

○平成 26 年 9 月までの約 1 年間で 6 回の会合を開催し、現地研修会も実施（綴子土地改良区は、H26.9.4 の第 4 回から 5 名参加、それまでは理事長のみ）。

○現在、統合整備計画の検討や新事務所選定委員会の設立等について協議中。

Q 4 ④

平成 27 年 2 月以降の合併に向けたスケジュールは？

A

○H27. 2. 25 推進協議会で新事務所の答申 など

○H27. 3～5 月 合意事項の詳細確認と合意形成
(不動産等財産、経常賦課金、未収金、多面的機能支払の受託等)

○H27. 5～6 月 推進協議会で合意事項の決定 など

○H27. 6 月 合併予備契約

○H27. 9 月～ 合併のための各土地改良区総代会（合併議決）

○H27. 12 月 新土地改良区の設立認可申請（知事あて）

○H28. 1 月 合併の知事認可

Q 4 ⑤

合併する際、組合員が個別に行わなければならない手続きなどはあるのか。

A

○合併前に2つ以上の土地改良区の組合員だった方は、合併後にどの選挙区に属するか、届出をしていただく必要あり。

○合併後に、新土地改良区から案内が届く。

5 合併後の土地改良区

Q 5 ①

合併後の総代会は、どうなるか？

A

○総代の定数

当初は、60名でスタート。

【内訳】

第1選挙区（鷹 巣）	23名	(H26.4.1 74名)
第2 〃 （合川町）	18名	(H26.4.1 50名)
第3 〃 （森吉町）	12名	(H26.4.1 52名)
第4 〃 （綴 子）	7名	(総 会 制)
計	60名	

Q 5 ②

総代が減って、地域の声が届かなくなるのでは？

A

○平成26年4月1日現在、総代の合計数が176名（綴子は総会制）。

○合併すれば、約3分の1の総代数となるが、組合員への情報提供や普段からの交流が低下しないよう、JA連絡員との連携や座談会の開催など、より密接な地域との連携を図りたい。

Q 5 ③

合併後の理事会は、どうなるか？

A

○役員の数

第1期目は、理事25名と監事4名の計29名、2期目以降から理事21名と監事4名の計25名になる予定。

【内訳】

第1選挙区（鷹 巣）	9（8）名
第2 〃 （合川町）	7（6）名

第3 // (森吉町) 5 (4) 名

第4 // (綴子) 4 (3) 名

Q 5 ④

理事が減って、地元の声に応じてくれなくなるのでは？

A

○理事会は、公法人である土地改良区の執行機関であり、議決機関である総代会の決定を受けて、様々な事業や業務を執り行うこととなる。

○地元の声については、議決機関の代表である総代を通じて土地改良区の運営に反映させることが第一となる。

○組合員への情報提供や普段からの交流が低下しないよう、総代がJA連絡員等と連携しながら、組合員とより密接な関係を築いていきたい。

Q 5 ⑤

合併したら、今までのやり方を大きく変えられるのでは？

A

○合併前の4つの土地改良区の運営の仕方を大きく変えるものではない。

○金融資産や不動産・設備等の財産の処遇などについては、当面の間、各土地改良区のやり方を踏襲することを基本とする。

○現在、合併に当たっての大枠の確認について、市と県が間に入って、4土地改良区の理事長以下で協議している。

Q 5 ⑥

合併したら、経常賦課金が上がるのではないか？

A

○職員の待遇面や雇用状況等コスト要因の不確定要素や、多面的機能支払交付金の事務受託や換地業務の進め方等の収入の確保策など、将来の動きが見通せない事項が多い。

○合併後の経営試算については、業務の合間をぬって職員の手作業でやろうとしたが、仮定の条件があまりに多くて断念した。

○現在、合併後の大枠について、4土地改良区の理事長以下で協議中であり、方向性が決まり次第、報告したい。

○経常賦課金のあり方については、平成25年3月の各土地改良区の理事会で議決後、25年度最初の統合整備研究会において全体でも議決している。

Q 5 ⑦

合併したら、積立金や今まで貯めた基金など、今の財産を取られて全体で使われるのではないか？

A

○今の各土地改良区の財産は、合併しても基本的に旧土地改良区の地区で管理し活用することになる。

○ただし、合併によって全体で共用する不動産や設備・備品・消耗品等の日常的な修繕や更新、維持管理の費用については、全体で負担することを原則とする。

Q 5 ⑧

合併したら、他の土地改良区の未収金はどうなるのか？

自分たちの賦課金が、他の改良区の未収金に充てられるのではないか？

A

○未収金は土地改良区の財産となるので、他の財産の処遇と同様、合併しても旧土地改良区の地区で責任を持って回収と管理を行っていくことになる。

○県からは、合併しようがしまいが未収金の状況が変わるわけではないので、時効が成立している債権の欠損処理や、相続が放棄されている土地に関する相続財産管理人の選任の申し立て又は地区除外、滞納処分など、外部から見て公正な手続きを取るよう言われている。

○やむを得ず未収金を新土地改良区に持ち込んだとしても、合併前の他の土地改良区の地区に迷惑をかけることがないよう現在、4土地改良区の理事長以下で協議中であり、方向性が決まり次第、報告したい。

Q 5 ⑨

理事が減って、未収金の回収が難しくなるのでは？

A

○合併すれば、役職員の役割分担が整って体制が強化されるため、より円滑な回収が可能となる。

○滞納処分等の法的な手続きに入れば、その執行は理事者となる。

○滞納処分までいく前に、役職員が一丸となって先送りせずに、未納者への訪問と説得を頻繁に行うことが、問題を大きくしない上で非常に重要。

Q 5 ⑩

未収金があるなら私も払いたくない。

A

○払えるのに払わない人については、時期を見て滞納処分に踏み込んで行かざるを得ない。

○その場合、差し押さえまでいくこともあり得る。

Q 5 ⑪

合併したら、「農地・水」（日本型直接支払の多面的機能支払交付金）のやり方は変わるのか？

A

○現状の各土地改良区のやり方を踏襲していくのが、原則となる。

【参考：事務受託の現状】

- ・綴子：全域、年度の交付総額の15%相当
- ・鷹巣：全域、〃 7%相当
- ・合川町：一部、〃 5%相当
- ・森吉町：なし

○農地・水の交付金は、草刈りや泥上げ、施設の簡単な補修など、土地改良区管内の農道・水路の維持管理にも資する取組であり、土地改良区としてもメリットがある。

○ただし、個々の活動組織では会計事務等が非常に煩雑という声があるので、事務を一括して受託していくことも検討していきたい。

Q 5 ⑫

多面的機能支払は、ずっとなくなるのか？

A

○今までの農水省の要綱に基づく事業から平成27年度、法律に基づく交付金に変わる。

○国会の議決が必要な制度になるので、簡単に制度がなくなるものではないと考えている。

6 土地改良区の業務

Q 6 ①

農道や水路の維持管理が大変。合併したら、ますます目が行き届かなくなるのではないか？

A

○現在の4土地改良区では、道水路等の維持管理については、3土地改良区が賦課方式、1土地改良区が地元（水利組合等）の自主管理方式となっている。

○合併した場合は、専門職員の配置等、役職員の専属体制を強化することにより、きめ細やかな維持管理を進めていく。

Q 6 ②

合併すると維持管理作業に出てくる組合員がますますいなくなるのではないか？

A

○維持管理作業への組合員の参画については、維持管理の賦課金を活用することにより今までと同様の取組を行っていただく。

○また、揚水機や頭首工など、主要施設の管理には専門的な知識と経験が必要なことから、専門職員の配置等を検討していく。

Q 6 ③

草刈り・泥上げ等、他地区へ応援に行ったりしなければならなくなるのか？

A

○草刈りや泥上げなど、日常的な管理については、多面的効能支払交付金も活用しながら、基本的に各地区で今までどおり取り組んでいただく。

○多面的効能支払交付金の事務を土地改良区で受託する場合は、土地改良区の担当職員が、その地区の維持管理作業の工程を調整していくことができる。

Q 6 ④

施設の修理時期・方法によって、特定の地区に恩恵が偏ったりしないか？

A

○維持管理の賦課金は、ポンプがあるかどうか等により現在でも地区ごとに異なっている。

○そのため、施設の修理時期や方法によって、他地区に影響を及ぼすことはない。

Q 6 ⑤

土地改良区として、どう事業を進めていくのか？

A

① 未整理及び 20a 以下区画の地区

大区画化と用排水路・道路・暗渠排水の整備と一体的に、法人設立等による農地集積と作業団地の集約化を推進。

② 30a 以上の整備済み区域

農道の敷き砂利や水路の更新など、通常の維持管理をしっかりと行い、優良

農地として保全。

③ 揚水機や頭首工等、基幹的な水利施設の更新整備

既存の揚水機や頭首工の水利機能が十分に発揮され維持管理コストの低減が図られるよう、定期的な点検結果を踏まえ、大規模な補修や更新の負担を平準化するように計画。

④ ほ場の利便性の向上対策

現制度の基盤整備促進事業（定額助成）等、ほ場の2～3枚均平や暗渠排水の設置など、ほ場の整備水準を向上させる事業に土地改良区として積極的に関与。

⑤ 多面的効能支払交付金の事務受託

草刈りや泥上げ、水路の入れ替えなど、地区の維持管理コストの低減と集落機能の維持・向上につながる本取組が、土地改良区の全管内につながるように前向きに検討。

Q 6 ⑥

ポンプの電気代が高い。なんとかならないか？

A

○震災の影響や一時の原油高や円安等により、電気代が高騰した結果、ポンプの運転代が高くなっている。

○降雨時の無効取水やほ場での掛け流し等の防止など、きめの細かい水管理の徹底を図るよう、土地改良区の役職員が一体となって、ポンプ掛かり地区の調整を行っていききたい。

Q 6 ⑦

ポンプや頭首工が古くなってきている。負担を安くして直せないか？

A

○大規模ポンプ（受益面積200ha以上）

県営かんがい排水事業により、操作管理の一元化等機能アップを伴う更新整備が可能。

基幹水利施設ストックマネジメント事業により、単純更新だけを行うことも可能。

○頭首工

防災上の重要性がある場合は、ため池等整備事業の中の用排水施設整備工事が農業用河川工作物応急対策などにより、高率補助で更新が可能。

Q 6 ⑧

大雨の災害や地震が心配。何かあったら、職員は駆けつけてくれるのか？

A

○4つの土地改良区がまとまれば、職員数が10名以上になるなど、役職員の業務執行体制が整うので、日常的な対応と緊急時対応が、今までより充実する予定。

7 土地改良区の運営

Q7①

合併後の組織体制は、どうなるのか？

A

① 総代 当初は60名でスタート。

【内訳】

第1選挙区（鷹 巣） 23名（H26.4.1 74名）

第2 〃 （合川町） 18名（H26.4.1 50名）

第3 〃 （森吉町） 12名（H26.4.1 52名）

第4 〃 （綴 子） 7名（総 会 制）

② 役員の定数

○第1期目

理事25名と監事4名、計29名

○2期目以降

理事21名と監事4名、計25名。

○内訳 第1選挙区（鷹 巣） 9（8）名

第2 〃 （合川町） 7（6）名

第3 〃 （森吉町） 5（4）名

第4 〃 （綴 子） 4（3）名

③ 職員

現在の4つの土地改良区の常時従事者

・綴 子 3名

・鷹 巣 5名

・森吉町 2名

・合川町 3名 計13名

Q7②

理事の報酬はどのように決めるのか？

A

○統合整備研究会での合意事項によれば、

理事長 720,000 円

副理事長 80,000 円

理事 70,000 円

総括監事 80,000 円

監事 70,000 円

○ほかに、日当として、総代及び役員の場合、4,000 円。

Q 7 ③

合併後の職員の役割分担は？

A

○現在の 4 土地改良区の職員

正職員が 9 名、臨時職員が 4 名の計 13 名。

○県内で職員が 10 名以上いる土地改良区の職員体制は、次のとおり。

[能代]総務課(庶務、会計) 4、工務課(工事、計画、管理) 8 計 12 名

[仙平]局長 1、総務課(庶務、会計、賦課、地区管理) 9、事業課 5、水利(水利、維持管理) 4 計 19 名

[田沢]局長・参事 2、総務課 4、施設管理 4 計 10 名

[旭川]局長・次長 3、総務課(総務、財務) 6、管理課(管理、水利) 7 計 16 名

[雄物]局長 1、総務課(庶務、会計、賦課) 9、管理(工務、調査、水利) 10 計 20 名

○これを参考にすれば、一つの目安として、

局長 1、庶務・会計・賦課徴収で 4～5、

維持管理・水利で 3～4、

調査・計画・工務で 3～4

の体制となるのではないか。

Q 7 ④

職員の給料や待遇は、どうなるのか？

A

○現在の 4 土地改良区の俸給表や退職金の積立状況を踏まえて、合併後は徐々に格差の是正に向けて進めていくことになる。

○合併後の給与体系は、県内にある同一規模の土地改良区の水準以下とする。

○退職金の積立については、現在の 4 土地改良区で各々決めている水準まで、合併前に積み立てることを原則とする。

合併後は、北秋田市の例などを参考に、積立比等について新たな積立方式を

検討するが、旧土地改良区から新土地改良区に職員が移行するに当たって不利にならないよう留意していく。

Q 7 ⑤

合併後、職員にもっとがんばってもらい、収入を増やせないのか？

A

○多面的機能支払交付金の事務受託

新土地改良区の農地面積は、約 3,400ha。

全域で多面的機能支払交付金の事務を受託すれば、10a 当たり 5,000 円の概算単価とすれば、

【受託費】

$3,400 \times 10 \times 5,000 \times 8 \sim 10\% = 13,600 \sim 17,000$ 千円

○ほ場整備事業の換地

職員の中には換地士の資格をもっており実務にも精通している職員がいる。新体制の中で、職員間のスキル移転等が可能となれば、恒常的に換地業務を受託することが可能となり、大きな収入確保が期待できる。

Q 7 ⑥

職員給与を下げれば、合併しなくても良いのではないかと？

A

○合併したとたんに、職員の待遇面について、先の見通しもなく行き当たりばったりで急激に下げるとは、土地改良区が法律に位置付けられた公法人であるため、望ましくない。

○また、職員に給料を払うために合併するのではなく、改良区の運営基盤を強化することにより、より良い組合員サービスを実現するためである。

○ただし、職員の待遇については、経常賦課金のあり方を含めた総合的な検討が必要であり、合併してから新たな総代と役員体制の中で早急に検討すべき課題だと認識している。

Q 7 ⑦

合併すると、土地改良区の会計がますます見えなくなるのではないかと？

A

○現在の 4 土地改良区で管理し活用している金融資産や不動産等の財産については、合併後も引き続き旧土地改良区単位で管理・活用していくことが原則となる。

○会計処理については、現在の 4 土地改良区の財産状況や各水利地区での維持

管理状況がわかるような区分経理をしっかりと行った上で、経理の一本化を図る予定。

○現在、土地連では複式簿記の導入を推進しており、すでに会計システムも稼働している。将来的には、こういうシステムを入れることにより、今よりも円滑な会計経理が可能となる。

Q 7 ⑧

今の職員は、新しい土地改良区に全員移るのか？

A

○統合整備研究会の合意事項では、現在の正職員全員と臨時・嘱託職員の数名が、新土地改良区に移ることになっている。

Q 7 ⑨

毎年のように不祥事がある。どのように防止するのか？

A

○不祥事の原因としては、個人の資質は別にして、会計経理の役割分担と内部の牽制機能の強化が挙げられている。

○一人の職員が、賦課、徴収、支出、会計、報告、検査の受検等、一連の事務を一括して行っている場合、特に現金を扱う際、任せきりになるため、不祥事が起こる土壌ができてしまう。

○複数の職員が役割分担し専門性を高めるとともに、役員による日常の決済や検査、監査等を強化することにより、改良区内部の牽制機能が向上する。

○合併しないままでは、このような土壌が温存される危険性が残ってしまう。

8 行政からの支援

Q 8 ①

合併するときに、何か補助はないか？

A

① 県、土地連

○平成 27 年度

・維持管理計画の策定費 4,000 千円

・協議会の運営費 600 千円

・合併認可の支援費 1,000 千円

計 5,600 千円

○平成 28 年度

・新事務所の改修費	3,000 千円
・施設の改修費	2,000 千円
計	<u>5,000 千円</u>

② 市

未定だが、他の土地改良区の合併事例を踏襲し、その際の助成と遜色ない水準を検討中とのこと。

Q 8 ②

合併後の土地改良区は、地域の活性化にどのように取り組んでいくのか。

A

- 農業の振興面では、基盤となる農地と水利施設の良好な維持管理と計画的な更新整備の実施を通じて、より充実した組合員へのサービス向上を図る。
- 地域の活性化は、一朝一夕に実現できるものではなく、土地改良区の一者だけががんばっても限度がある。
- まずは、土地改良区として、農業振興にどのように貢献できるか、農村地域のつながりの維持や人材育成にどう取り組んでいくのかが問われている。
- 地域力の向上については、多面的機能支払交付金を活用した取組を土地改良区全域で取り組めるようになれば、道水路の保全はもとより、学校や子ども会、老人会などの地域団体との連携が強化されることにより、自助や公助だけに頼らない、地域一体での共助へとつながることが期待できる。

9 その他

Q 9 ①

土地改良区に賦課金を取られている！なぜ、タダにできないのか？

A

- 農作物を栽培するには、農地と水が必ず必要である。
 - その農地と水について、農家間や利害関係者との調整を行って良好に管理しているのが、土地改良区である。
 - 賦課金を払わないと、少なくとも農業用水を使う権利がなくなり、営農ができなくなる。
 - 水利施設は、時間がたてば劣化してくるため、定期的な補修だけでなく、耐用年数がくれば更新していく必要がある。
- 農家だけの負担では、大規模な改修は不可能であり、国や県、市からの助成がどうしても必要となる。

国の制度に基づく県営事業などを行う場合には、調査計画の資料作成や受益

者発意による土地改良法の手続き、工事期間の利水調整や、事業完了後の長期にわたる賦課徴収・借入金返済等の事務など、膨大な作業となる。

これらの業務を農家自らが行うことは不可能であり、土地改良区を設けて専属の職員を配置する必要がある。

Q 9②

この際、土地改良区から抜きたいが……

A

○現在の農地や農業用水は、長い歴史をかけて整備と保全を行ってきた結果である。

○土地改良区から抜けてしまうと、農家各自で農業用水の確保等を行わなければならない、水源が限られている昨今では実際上は不可能。

○相続放棄等、特段の事情があってもどうしても抜ける必要がある場合は、特別賦課金の繰上返済など、一時に多くの支出が発生してしまう。

Q 9③

合併から離脱すると行政から仕返しされるのではないかと？

A

○行政は、公平・平等、公正に事務を執行しなければならない、合併に反対したからといって、いわゆる「イジワル」をすることは厳に慎まなければならないものと考えている。

Q 9④

今は北秋田の4土地改良区であるが、今後、大館の土地改良区とも合併することになるのか。

A

○大館市内には現在、6つの土地改良区がある。

○平成26年12月、統合整備の研究会が立ち上がった。

○これから数年の期間で、統合整備に向けて準備していく予定であり、市の区域をまたいだ広域の統合整備計画は、今のところない。

Q 9⑤

合併後の事務所について、将来的に手狭となることも考えられるのではないかと？その場合、改修・改築の予算は？

A

○新事務所の候補地は、選定委員会の審査によって、現在の鷹巣土地改良区の

場所に決まったばかりである。

○将来的に、現事務所の大規模な解体や改修が発生することが予測される場合は、現位置や他の場所での改修や、公的施設の賃借など、経費面だけでなく組合員の利便性等を総合的に勘案して、位置を選定することになるのではないか。

○どの場所に事務所を設置するにしても、経費と時間がかかることなので、合併後からそれに備えて、建物や設備の減価償却分を積み立てることが望ましい。

Q 9 ⑥

賦課金システム・土地原簿の統一には、どれぐらいの日数を要するのか？

A

○会計システム

土地連で開発済み。

導入経費や年間の維持管理経費が発生するので、事務分担できる職員体制を十分に検討した上で、システムの導入と移行を行う必要がある。

○土地原簿

様式は、県と土地連で定めている。

実際の記載に当たっては、土地改良区入力システムが異なっているかも知れない。

民間会社等の有料システムを導入している事例は少ないと考えられるので、統一する場合に大きな障害はないのではないか。

参考 4

研究会時点で使用した アンケート調査票



水路の更新整備による農業用水の安定供給
(戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 合川地区)

参 4.1 統合整備の経営シミュレーションに関するアンケート調査

本資料は、平成 27 年 4 月予定の北秋田市内の 4 土地改良区の統合整備に係る重要事項である経常賦課金（維持管理費除く）算定に係わるシミュレーションに必要な各項目を協議するために実施するものです。

1 研究会設立に関する組合員の認識について

〔質問 1〕

合併に向けて「土地改良区統合整備研究会」が設立されたが、組合員はこのことについて周知していますか。

- ① 役員、総代が、組合員に研究会が設立された話をしている。
- ② 積極的には組合員には話をしていない。
- ③ その他（ ）

2 新土地改良区の経常賦課金（一般事務費）の水準について

〔質問 2〕

新土地改良区となった場合の経常賦課金（一般事務費）の水準について、貴土地改良区のお考えをお聞きします。

各土地改良区の経常賦課金は低い土地改良区（森吉町土地改良区、合川町土地改良区）10a あたり 1,500 円程度、高い土地改良区（北秋田市綴子土地改良区）で 10a あたり 3,200 円程度であり 4 土地改良区間でばらつきが見られます。

そのため今後 4 つの土地改良区が合併し、新土地改良区が誕生すると仮定した場合には経常賦課金（一般事務費）の金額については統一していくことが望ましいと思われまます。

下記のどのパターンにより統一していくことが望ましいと思えますか。

- ① 何年か後（今後の協議により 3 年後、5 年後、7 年後の場合あり）を目途に同一の賦課金として均一を図る。それまでは旧土地改良区ごとに格差を設定し、何年か後に均一化が達成できるよう、段階的に調整を行う。
- ③ 何年か後（今後の協議により 3 年後、5 年後、7 年後の場合あり）を目途に同一の賦課金として均一化を図る。それまでは旧土地改良区ごとに格差を設定し、何年間か据え置いた後に一気に均一を図る。
- ④ その他（ ）

〔質問 3〕

合併後の新土地改良区の経常賦課金（一般事務費）が現在の貴土地改良区の経

常賦課金（一般事務費）よりも高くなると仮定した場合にお尋ねします。

その場合について、貴土地改良区としてはどのような考えをお持ちですか。

- ① 現在の賦課金よりも上がることは一切認められない。
- ② 維持管理体制や新規の事業の推進等組合員へのサービスが向上するのであればある程度賦課金が上がってもやむを得ない。
- ③ その他（ ）

〔質問4〕

各土地改良区で退職給与積立金規程により、職員の退職給与の必要額を積立てしておりますが、職員の勤務年数、給与月額等により現在の積立額は各土地改良区でそれぞれ異なっていると思われまます。

新土地改良区となるにあたり、現在積立てされている各土地改良区の退職給与積立金についてはどのように取扱うことが適当と貴土地改良区としては考えていますか。

（下記のいずれかに○をしてください。）

- ① 一時退職扱いで合併前の旧土地改良区から退職金を支払いし、新土地改良区で新たに職員を採用する。（採用後新土地改良区で新たな退職給与積立規程に基づき積立てする。）
- ② 新土地改良区で継続して雇用する形とし、一時退職の形はとらない。また合併後は一番給与水準の高い土地改良区の退職給与積立規程に準じて積立する。（合併前の土地改良区からの退職金の支払いは行わない。合併前の土地改良区の退職給与積立特別会計をそのまま合算し、一本化する形とする。）
- ③ その他（ ）

〔質問5〕

他管内の土地改良区では、土地改良区の退職給与積立金以外に、職員が中小企業退職金共済に加入している土地改良区も見受けられますが、貴土地改良区の職員の中小企業退職金共済への加入の有無についてお尋ねします。

（※ 同共済に加入している場合、土地改良区合併に伴い、下記のような問題が想定されます。）

・同共済に加入している場合、4土地改良区が合併すると仮定した場合、加入と同時に退会してもらい可能性がある。（加入していない土地改良区のほうが多いため等）

・同共済金については職員に帰属しているため、土地改良区の財産として取り扱うことができない。

・途中退会した場合には一時所得に伴う税負担が生じる等。)

下記のいずれかに○をしてください。

- ① 加入している。
- ② 加入していない。
- ③ その他 ()

2 嘱託職員、臨時職員の採用について

[質問6]

将来、合併した場合でも使用料等が少ないため、新土地改良区の財政運営は厳しいことが予想されますが、嘱託職員、臨時職員の雇用について伺います。

下記のいずれかに○をしてください。

- ① 合併の際には嘱託職員、臨時職員は雇用しないで職員で対応する。
- ② 現在雇用している嘱託職員、臨時職員を合併してもすべて継続雇用する。
- ③ 合併した際には、最低1人の臨時職員は必要なので雇用する。
- ④ その他 ()

3 新土地改良区の総代会の開催回数について

[質問7]

新土地改良区が総代会制を採用する場合、貴土地改良区としては新土地改良区の総代会の開催回数は次のいずれが望ましいとお考えですか。

(参考：最近合併となった大館市南土地改良区や大館市土地改良区は通常総代会に加え、8月ころ臨時総代会(決算総代会)を開催しております。)

下記のいずれかに○をしてください。

- ① 年1回 (毎年3月の通常総代会のみ開催)
- ② 年2回 (通常総代会に加えて、毎年8月ころ臨時(決算)総代会を開催する)
- ③ その他 ()

4 新土地改良区の総代数について

(1) 総代の定数について

[質問8]

新土地改良区が総代会制を採用すると仮定した場合、新土地改良区の総代の総代数についてはどのように決定したらよいかお答えください。

(参考 土地改良法の40人以上に対して4土地改良区の合算(綴子土地改良区は他土地改良区の1人当たり面積で概数)では220人と膨大な人数)

- ① 集落から1人などのルールを作って、各土地改良区の数値を合算する。

- ② 県内の同規模面積の土地改良区の平均値 70 人程度とする。
- ③ その他 ()

(2) 総代の日当額について

[質問 9]

新土地改良区の総代の日当額についてはいくらが相当と思われますか。

(参考：北秋田市内の土地改良区については総代会制を採用している 3 つの土地改良区 (北秋田市鷹巣土地改良区、森吉町土地改良区、合川町土地改良区) の現在の日当額はいずれも 1 日 4, 000 円です。)

下記のいずれかに○をしてください。

- ① 1 日 4, 000 円でよい。
- ② 1 日 3, 000 円でよい。(※大館管内の低い土地改良区の水準です。)
- ③ その他 ()

5 新土地改良区の役員数について

(1) 役員 (理事、監事) の定数について

[質問 10]

役員定数 (理事、監事) 定数については、国要綱で 25 人以下となっておりますが、現在の合算値では 68 人と大幅に定数を越えており、合併後の MAX の 25 人と想定します。

この場合、削減方法についてお答えください。

- ① 合併 1 期目は 68 人を定数とし、2 期目から定数 25 人とする。
- ② 合併と同時に定数 25 人とする。
- ③ その他 ()

(2) 役員報酬の水準について

[質問 11]

新土地改良区となった場合の役員 (理事、監事) 報酬の水準についての貴土地改良区の考えをお聞きします。現在北秋田市内の 4 土地改良区間については、役員報酬にばらつきが見られますが、新土地改良区になった場合の役員報酬についての水準についてはどの水準とするのが適当と思えますか。

- ① 理事の定数が将来大幅に減ることから、北秋田市の 4 土地改良区のうち、一番高い土地改良区の水準に合わせる。

(参考：一番高い土地改良区 北秋田市鷹巣土地改良区

年額 理事長 960,000 円、副理事長・総括監事 80,000 円、理事・監事 70,000 円)

- ② 財政運営が厳しいので上記の80%程度とする。
- ③ その他 ()

(3) 役員の日当額について

[質問12]

新土地改良区となった場合の役員（理事、監事）の日当額についてお答えください。

(参考：北秋田市内の4土地改良区の役員日当額

綴子土地改良区 3,500 円、鷹巣土地改良区 3,000 円、森吉町・合川町土地改良区 4,000 円)

- ① 1日4,000円でよい。(北秋田市内の土地改良区の最高額)
- ② 1日3,500円でよい。(北秋田市内の土地改良区の平均額)
- ③ 1日3,000円でよい。(北秋田市内の土地改良区の最低額)
- ④ その他 ()

6 新土地改良区の理事長の勤務形態について

[質問13]

新土地改良区の理事長の勤務形態は常勤が望ましいとお考えですか。それとも非常勤でもかまわないとお考えですか。

下記のいずれかに○をしてください。

- ① 常勤とするべきである。
- ② 非常勤でかまわない。
- ③ その他 ()

7 新土地改良区の副理事長の数について

[質問14]

新土地改良区の副理事長の数については、何人が望ましいと貴土地改良区ではお考えですか。

(参考：大館市土地改良区の場合、副理事長は1名)

下記のいずれかに○をしてください。

- ① 1人
- ② 2人
- ③ 3人
- ④ その他 ()

8 現土地改良区の使用料収入についての確認について

参 4.2 職員の福利厚生のある方に関するアンケート調査

①平成24年3月31日現在の貴土地改良区の退職給与積立金の残高（円）をお知らせ願います。

¥ _____ 円

②平成24年度に貴土地改良区で退職給与積立金特別会計に積み増しする（退職給与積立金特別会計に新たに繰入する）予定額をお知らせ願います。

¥ _____ 円

③平成27年3月31日現在の貴土地改良区の退職給与積立金の残高（予定額）についてもお知らせ願います。（合併の目標が平成27年4月のため、聴き取りするものです。）

¥ _____ 円

④貴土地改良区の職員の雇用形態の内訳（正職員、嘱託職員、臨時職員）の内訳をお知らせ願います。

正職員 _____ 名、臨時等職員 _____ 名

⑤ ④に関係し、正職員の氏名、正職員の平成24年4月1日現在の満年齢、同年4月1日現在での勤続年数をお知らせ願います。（恐れ入りますが正職員1人1人についてそれぞれお知らせ願います。また勤続年数については他の土地改良区（合併前の土地改良区等）の勤務年数がある場合にはその年数も加算のうえ記入願います。

・氏名	満年齢	歳、勤続年数	年	カ月
・氏名	満年齢	歳、勤続年数	年	カ月
・氏名	満年齢	歳、勤続年数	年	カ月
・氏名	満年齢	歳、勤続年数	年	カ月

⑥ ④に関係し、上記で記入された正職員1人1人について平成24年7月現在の給与月額及び給与表の号・級を記入願います。（貴土地改良区に給与表のない場合には 号 級の記入は不要です。また貴土地改良区の給与規程及び給与表の写しを1部提出願います。）

・氏名 _____ 給与月額 _____ 円、 _____ 級 _____ 号

- ・氏名 給与月額 円、 級 号
- ・氏名 給与月額 円、 級 号
- ・氏名 給与月額 円、 級 号

⑦ 上記で記入された正職員 1 人 1 人について、平成 24 年 7 月分（不明な場合は同年 6 月分）の給与に係る共済費（事業主（土地改良区）負担分の労災保険料、雇用保険料、年金保険料、共済組合費等）を記入願います。（ただし、事業主負担分のみとし、職員本人が負担する分については含みません。）

- ・氏名 平成 24 年 7 月分共済費合計額 円
- ・氏名 平成 24 年 7 月分共済費合計額 円
- ・氏名 平成 24 年 7 月分共済費合計額 円
- ・氏名 平成 24 年 7 月分共済費合計額 円

⑧ 上記で記入された正職員 1 人 1 人について、平成 24 年 7 月分（不明な場合は同年 6 月分）の給与に係る月額の手当を下記に記入願います。

- ・氏名 通勤手当 円、扶養手当 円
- ・氏名 通勤手当 円、扶養手当 円
- ・氏名 通勤手当 円、扶養手当 円
- ・氏名 通勤手当 円、扶養手当 円

⑨ 貴土地改良区の臨時等職員の氏名、平成 24 年 4 月 1 日現在の満年齢、同年 4 月 1 日現在での嘱託職員としての勤務年数を回答願います。（2 人以上在籍の場合、それぞれの人ごとに記入願います。）

- ・氏名 満年齢 歳、勤続年数 年 カ月
（勤続年数は貴土地改良区での嘱託職員としての勤続年数となります。）

⑩ 上記で記入された職員について、平成 24 年 7 月分（不明な場合は同年 6 月分）の給与に係る共済費（事業主（土地改良区）負担分の労災保険料、雇用保険料、年金保険料、共済組合費等）を記入願います。（ただし、事業主負担分のみとし、職員本人が負担する分については含みません。）

- ・氏名 平成 24 年 7 月分共済費合計額 円

⑪ 上記で記入された職員について、平成 24 年 7 月分（不明な場合は同年 6 月分）の給与に係る月額の手当を下記に記入願います。

- ・氏名 通勤手当 円

⑮ 貴土地改良区の賞与（期末・勤勉手当）についてお尋ねいたします。貴土地改良区の平成24年度（不明な場合は平成23年度）の賞与（期末・勤勉手当の合計）については給与月額のカ月分となるかお知らせ願います。（また貴土地改良区の職員退職金支給規程の写しを1部提出願います。）

- ・夏 期 給与月額の カ月分
- ・冬 期 給与月額の カ月分
- ・その他（年度末等） 給与月額の カ月分

⑯ 貴土地改良区で賞与以外の臨時的な手当（寒冷地手当等）がある場合には、その種類及び平成24年度（不明な場合には平成23年度）の手当の名称及び支給額について記入願います。

- ・手当名称 平成24年度支給金額 円